

鶴岡市が実施する「鶴岡市本庁舎及び温海庁舎LED照明リース事業」の公募型プロポーザルに関する各種手続き、要件及び選定等の内容について必要な事項を次のとおり定める。

令和5年8月24日

鶴岡市長 皆川 治

### 鶴岡市本庁舎及び温海庁舎LED照明リース事業に係る公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 目的

鶴岡市（以下「本市」という。）では、施設の維持管理、経費削減、環境への配慮を目的とし、現在使用している蛍光灯照明のLED照明への更新が喫緊の課題となっている。

本要領は、「鶴岡市本庁舎及び温海庁舎LED照明リース事業」に係る契約の相手方（以下「事業者」という。）となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

#### 2. 事業概要

##### （1）事業名

鶴岡市本庁舎及び温海庁舎LED照明リース事業

##### （2）事業目的

本事業は、本市において、省エネルギーの推進による環境に配慮した低炭素社会の実現と電気使用量の軽減とこれに伴う電気料金の節減を行い、また、民間の活力を導入し、費用の平準化を図るため、10年間にわたる賃貸借契約（以下「リース契約」という。）により、LED照明を導入することを目的とする。

##### （3）事業内容

事業者は本市とリース契約を締結し、鶴岡市本庁舎及び温海庁舎にLED照明を導入する。

また、LED照明の導入による経済的効果、CO<sub>2</sub>削減などの環境配慮への効果を検証するものとする。

##### （4）対象施設

対象施設は、鶴岡市本庁舎及び温海庁舎とする。

##### （5）事業期間

リース期間は基本として工事完了の翌日から10年とし、遅くとも令和6年2月末日まで工事を完了するものとする。また、リース契約は月単位とし、3月1日まで開始とする。

##### （6）上限額

リース費用の上限額 12,490千円／年（税抜）

※本庁舎、温海庁舎の合計額とする。

※上限額は契約時の予定価格ではないことに留意すること。

※リース期間満了後は本市に無償譲渡するものとする。

### 3. 参加資格

#### (1) 資格要件

資格要件は次のとおりとする。

- ①本事業に係る業務を履行することが可能であること。
- ②次のいずれかに該当する者であること。
  - ・民間企業
  - ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - ・法律により直接設立された法人
- ③②の資格を有する複数の企業等から構成するグループによる応募も可とする。
- ④グループ構成表（様式第3号）に記載する代表企業または団体について、元請けもしくは共同企業体の場合は代表者として公共施設等の照明LEDリース実績があること。
- ⑤グループ構成表に記載する構成企業または団体（構成員）が、他のグループの構成員となることはできない。
- ⑥各種対策によりエネルギー削減量を提案できること。
- ⑦事業を円滑に行うため迅速に対応できること。
- ⑧リース期間中、設備維持管理を行うことができ、部品供給や代替照明器具の供給ができること。
- ⑨導入するLED照明は、原則として同一メーカーで製造・品質保持を行うこと。
- ⑩国内の企業の製品で、販売実績が10年以上あるメーカーのLED照明を採用すること。
- ⑪代表企業について、日本国内に本社、支店又は営業所を有し、参加要件確認までの間、本市に業者登録されていること。

#### (2) 資格制限

次のいずれかに該当する者は、参加者になることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②本実施要領の配布日から提案書提出日までの期間に、市からの指名停止の処分又は見積合わせへの参加排除措置を受けている者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団構成員を、役員、代理、支配人その他の使用人又は入札代理人をして使用している者
- ④鶴岡市暴力団排除条例に規定する措置要件に該当している者
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- ⑥国及び地方税を滞納している者

### 4. 事業者選定の流れ

#### (1) 応募者

本事業提案への応募者は「3（1）資格要件」で定める要件を満たし、かつ「3（2）資格制限」に該

当しない者とする。

(2) 資格要件の確認及び提案要請

参加表明をした者の資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、事業提案書の提出を文書で依頼する。

(3) 契約予定者の選定

「鶴岡市本庁舎及び温海庁舎 LED 照明リース事業実施事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、提案内容を審査し、優先交渉権者 1 者及び次点交渉権者 1 者を選定する。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、事業内容及び提案内容について、本市と詳細協議を行う。

(5) 契約事業者の選定

優先交渉権者は、本市との詳細協議が整った場合、契約を締結し、契約事業者となる。なお、優先交渉権者との詳細協議が整わない場合には、次点交渉権者と詳細協議を行う。契約締結までに要する費用は、優先交渉権者又は次点優先交渉権者の負担とする。

(6) その他

参加表明をした者及び提案書を提出した者が 1 者の場合であっても、選定委員会の評価結果により、事業提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該の者を契約予定事業者として決定する。

## 5. 日程

本事業提案の日程は、以下のとおりとする。

内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表（HP に掲載）	令和 5 年 8 月 2 4 日（木）～
実施要領等に関する質問締切	令和 5 年 8 月 2 9 日（火） 午後 5 時まで
質問書に対する回答（HP に掲載）	令和 5 年 8 月 3 1 日（木）
参加表明書等の提出締切	令和 5 年 9 月 7 日（木）
参加資格要件確認結果通知	令和 5 年 9 月 8 日（金）
事業提案書の提出締切	令和 5 年 9 月 2 0 日（水）
プレゼンテーション審査	令和 5 年 9 月 2 1 日（木）（予定）
審査結果通知（HP に掲載）	令和 5 年 9 月 2 6 日（火）プレゼン実施日により決定
契約締結日	令和 5 年 9 月下旬～1 0 月上旬予定

(1) 実施要領等の公表

①配布期間

令和 5 年 8 月 2 4 日（木）～

②配布方法

鶴岡市ホームページからダウンロードすること

③電気図面、電気設備姿図等の配布

応募希望企業へ PDF 等で配布する。(下記担当までメールで連絡のこと。)

## (2) 実施要領等に関する質問

### ①受付期間

令和5年8月24日(木)～8月29日(火)

(土曜・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

### ②質問方法

電子メール又はFAXで受け付ける。質問書(様式第6号)に質問対象となるページ番号を明記し、当該部分を引用し、質問内容を具体的に記載したものを電子メール又はFAXにて提出すること。

なお、提出後に電話にて確認を行うこと。

## (3) 提出先

担当：鶴岡市総務部契約管財課 白澤 修

電子メールアドレス(E-mail)：[keiyaku@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:keiyaku@city.tsuruoka.yamagata.jp)

TEL：0235-35-1157 FAX：0235-25-2137

## (4) 質問への回答

鶴岡市ホームページに質問内容及び回答を掲載する。その際、質問者名は公表しない。なお、質問内容が重複していると本市が判断したものは、整理し回答する。

また、意見表明等、本件の趣旨からかけ離れた質問については、回答を行わない。

## (5) 参加資格の審査結果通知

参加表明書等に基づいて参加資格の確認を行い、その結果、参加資格を有する者に対しては事業提案書の提出を要請する。参加資格を有しないと認められる場合は、参加を認めない旨を書面により通知する。

## 6. 参加表明書及び事業提案書の提出

### (1) 参加表明書

#### ①提出書類及び提出部数

次の各書類に様式番号を記した表紙及びインデックスを付し、1部を提出すること。

1 参加表明書(様式第1号)

2 企業概要(様式第2号-1)

3 企業状況表(様式第2号-2)

4 グループ構成表(様式第3号)

5 同種業務実績表(様式第4号)

※提出時点において、国、地方公共団体において元請けとして契約締結し、引き渡し完了した同種業務の実績を記載すること。なお、実績については、最大5件記載できるものとする。

※契約書(写)又はテクリスなど契約内容が分かる書類を添付すること。

※また、実績について特筆事項があれば別途資料を追加しても良いこととする。

#### 6 使用機器証明書

本業務で導入予定であるLED照明について、性能担保やランニングコストの低減を考慮し、国内企業の製品で、販売の実績が10年以上のメーカーである証明書を添付すること。

## ②提出期限

9月7日（木）午後5時まで

（土曜・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

## ③提出場所

担当：鶴岡市総務部契約管財課 白澤 修

電子メールアドレス（E-mail）：keiyaku@city.tsuruoka.yamagata.jp

TEL：0235-35-1157 FAX：0235-25-2137

## ④提出方法

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は配達確認ができる方法で送付すること。

### （2）事業提案書

#### 1 提出書類

次の書類に各々の様式番号を記した表紙及びインデックスを付し、A4縦長ファイルに綴じたものを10部提出すること。

#### ①提案書提出届

#### ②鶴岡市本庁舎及び温海庁舎 LED 照明導入事業（任意様式）

下記事項について10枚以内で作成すること。

- ・鶴岡市本庁舎及び温海庁舎 LED 照明導入事業（維持管理、効果検証を含む）について
- ・追加提案について

#### ③見積書（任意様式）

鶴岡市本庁舎及び温海庁舎 LED 照明導入事業に係る事業費、及び年額事業費（年間リース料）を見積書として作成すること（消費税は含まない）。

#### 2 作成要領

原則として日本工業規格 A4判の用紙で作成するとともに、使用するフォントは MS 明朝体 10ポイント以上とする。また、A4判以外の用紙については、A4判サイズに折り込むこと。なお、A3判は2頁として取り扱うものとする。

#### 3 提出期間

令和5年9月8日（金）～9月20日（水）

（土曜・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

#### 4 提出場所

担当：鶴岡市総務部契約管財課 白澤 修

電子メールアドレス（E-mail）：keiyaku@city.tsuruoka.yamagata.jp

TEL：0235-35-1157 FAX：0235-25-2137

#### 5 提出方法

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は配達確認ができる方法で送付すること。

#### 6 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない
- ・書類提出後は、軽微な事項を除き、事業提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- ・提出された書類等は全て、本市に帰属することとし、非公表とする。

## 7. 契約予定事業者の選定方法

### (1) 書類審査

- ①参加資格の有無について、参加表明書を用いて審査を行い、参加表明書類提出者に対し審査結果を通知する。
- ②審査の結果、事業提案書提出について通知された者は、「本庁舎及び温海庁舎 LED 照明リース事業実施者選定審査会」に対する事業提案書の審査を受けることができる。
- ③交渉権者の選出  
提出書類、事業提案書及びプレゼンテーション審査をもとに、「本庁舎及び温海庁舎 LED 照明リース事業実施事業者選定審査会」にて総合的に評価し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選出する。
- ③選考結果の通知
  - ・選考結果については、選定後速やかに参加者へ文書で通知する。また、本市ホームページにて、優先交渉権者及び次点交渉権者を発表する。
  - ・選考結果に異議を申し立てることはできない。

## 8. プレゼンテーション審査の実施

### (1) 審査方法

提出書類、事業提案書をもとに、鶴岡市本庁舎を会場としてプレゼンテーションを実施し、「本庁舎及び温海庁舎 LED 照明リース事業実施者選定審査会」において評価が最も優れている事業者を選定する。

### (2) プレゼンテーション審査内容

事業提案書をもとに、口頭説明を20分とし、その後質疑応答の時間を10分程度設ける。

### (3) プレゼンテーション審査実施日

日程に示すとおりとする。なお、日程に変更がある場合は速やかに通知する。

### (4) プレゼンテーションの際の注意事項

- 1 プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、原則として企画書の受付順とする。
- 2 プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市が準備する。その他必要な機材は提案者が準備する。
- 3 プレゼンテーションにかかる時間は準備時間も含めるものとする。
- 4 提出した提案書と著しく異なる内容のプレゼンは認めない。
- 5 指定した時間に遅れた場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情があると本市が認める場合はこの限りでない。
- 6 災害の発生、感染症対策等により開催が困難であると本市が判断した場合は、プレゼンテーションを中止し、書類のみにより審査を行う。

### (5) 審査結果

審査会により評価基準に基づき審査し、その結果を通知する。

## 9 評価基準

評価基準は次の項目について評価を行う

区分	項目	審査基準（例）	配点
実績資格	業務実施能力等	業務遂行能力 法令順守、個人情報保護、守秘義務等 についての確実性 類似事業実施実績	20
事業提案	事業内容	事業の理解度 事業実施体制 事業スケジュール	15
	施工計画・施工内容	安全確保 施工スケジュール 迅速、適正な施工	15
	経済効果	費用対効果 地元への経済効果	10
	環境への配慮	器具更新による CO2 削減効果 その他環境配慮事項	10
	維持管理	故障発生時の対応 点検等実施の有無	10
	追加提案	本事業実施に際し、追加、付帯事業な どの提案	15
見積金額	事業費	見積金額	5

### 10 リース契約期間終了後の設備の取り扱い

事業者が本事業で設置したLED照明の所有権は、リース契約期間終了後、本市に無償譲渡するものとする。

### 11 契約締結

優先交渉権者と随意規約により契約するものとし、契約等に関する事務手続きは、市の関係条例及び規則等の定めるところによる。

また、契約にあたっては優先交渉権者の提出した提案書等に基づいて仕様及び予定価格を設定し、改めて見積書の提出を依頼するものとする。

### 12 その他留意事項

- ・本事業提案に係るすべての費用は、応募者の負担とする。
- ・鶴岡市本庁舎及び温海庁舎は、建設から相当年数が経っていること、照明図面等、現存する図面は不明瞭であることから、現地調査を必要とするものであることに留意すること。

- ・提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ・提出書類は、返却しない。
- ・本市は、参加者に無断で本事業以外の目的で提出書類を使用し、又は第三者への提供は行わない。
- ・本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ・照明交換により二酸化炭素削減量も積算できるものとする。